

## 天理市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、令和4年4月1日より2週間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年4月1日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

### 記

#### 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和4年4月15日

#### 2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天理市》

嘉幡町、西長柄町、遠田町、檜垣町、柳本町、石上町、平等坊町、佐保庄町、萱生町

#### 3 供用を開始する排水施設及び公共樹の位置

分 区	起 点	終 点
天理北第9処理分区	嘉幡町 588 番4	嘉幡町 586 番3地先
大和川第8処理分区	西長柄町 93 番1	西長柄町 93 番1地先
〃	西長柄町 82 番	西長柄町 83 番1地先
〃	佐保庄町 518 番2	佐保庄町 518 番2地先
〃	萱生町 655 番1	萱生町 655 番1地先
大和川第7処理分区	遠田町 595 番	遠田町 596 番地先
〃	檜垣町 748 番2	檜垣町 748 番2地先
大和川第4処理分区	檜垣町 152 番1	檜垣町 152 番1地先
大和川第5処理分区	柳本町 186 番1	柳本町 186 番1地先
天理北第1処理分区	石上町 199 番1	石上町 199 番1地先
天理北第5処理分区	平等坊町 216 番2	平等坊町 216 番2地先

#### 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」